

## わた SHIGA 輝く国スポ高島市識別用品整備要項改正

### 1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「大会」という。）および競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定める。

### 2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

#### (1) リハーサル大会

- ア ADカード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 服飾品（帽子をいう。）
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

#### (2) 大会

- ア ADカード
- イ 服飾品（帽子およびベスト等をいう。）
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

### 3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、識別用品の一部のみ配布とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督
- (8) 視察員、報道員
- (9) 大会関係者
- (10) その他わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

### 4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として実行委員会が準備する識別用品を着用することとする。

## 5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、大会およびリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

ただし、競技団体および共催市等が整備する識別用品については、この限りではない。

## 6 競技団体による整備

競技役員および競技補助員に配布する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目およびデザインについて、実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。

なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

## 7 他市実行委員会との協議による整備

他市実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市実行委員会と協議のうえ、定める。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年3月13日から施行する。